

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社アットワーク

第1 求 人

- 1 本所は、日本国内の全職種に関するいかなる求人の申込みについてこれを受理します。
ただし、その申込み内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来社できないときは、電話、FAXまたは電子メール等でも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、FAXまたは電子メール等により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、FAXまたは電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、日本国内の全職種に関するいかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。
直接来社できない場合は、事前に電話、FAXまたは電子メールにてお問合せください。
- 3 常に、日雇的または臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

第3 紹 介

- 1 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人者には、そのご希望に適合する求職者を紹介できるよう極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付または希望される場合にはFAXまたは電子メール等により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、FAXまたは電子メール等による明示ができないときは、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職者を求人者に紹介する場合には、所定の紹介状を発行し紹介手続きを行います。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業所閉鎖の行われて

いる間は求人者に紹介をいたしません。

7 就職が決定しましたら雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

1 当社は、職業安定機関およびその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

2 当社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者双方が当社に対して、その報告をしてください。

また、当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当社に対して報告してください。

3 当社は、求職者または求人者から知り得た個人情報、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4 当社は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

5 当社の取扱職種の範囲等は、日本国内、全職種です。

6 当社の業務の運営に関する規定は以上のとおりであります。当社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不明な点は担当者にお問い合わせください。

2020年6月1日

代表者 内海 やよい